

労 基 署 便 り _{令和4年度 No.12}



大河原労働基準監督署

◎ 令和5年労働災害発生状況(2月)

	大河原署管内			宮城局管内		
	R4	R5	前年比	R4	R5	前年比
製造業 計	9	1	-8	61	34	-27
食料品製造業	2	1	-1	28	17	-11
機械金属製造業	4	0	-4	15	11	-4
建設業計	5	3	-2	34	35	1
土木工事業	4	3	-1	11	14	3
建築工事業	1	0	-1	16	12	-4
その他の建設	0	0	0	7	9 (1)	2(1)
運輸交通業 計	1	3	2	62	54	-8
陸上貨物運送業	1	1	0	49	42	-7
商業	5	6	1	91	51 (1)	-40(1)
社会福祉施設	0	7	7	49	73	24
全 産 業	29	31	2	387	394	7

- ※休業4日以上の死傷労働災害(労働者死傷病報告による)の<u>速報値</u>。※前年比は死傷者数(人)。※()は内数で死亡者数
- ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。
- ※陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。
- (参考) 当署管内では令和5年2月においては、事故の型別の多いものから①その他(新型コロナウイルス感染症を含む) (29%) 、 ②転倒(26%)、③墜落・転落(19%)の順。

安全衛生教育を行いましょう

4月は雇い入れや異動が多い時期です。新たに雇用した労働者や配置替えなどして作業内容が変更になった労働者に対して、労働安全衛生法等に基づく安全衛生教育を実施してください。また、事業場の業種や規模に応じて選任が義務付けられている①総括安全衛生管理者②安全管理者③衛生管理者④産業医⑤安全衛生推進者⑥衛生推進者等が異動した場合には後任の選任をお願いします。特に、①~④が変更した場合には14日以内に後任の選任を行い遅滞なく所定の様式で監督署への届出をお願

いします。

- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3 作業手順に関すること。
- 4 作業開始時の点検に関すること。
- 5 当該作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び 予防に関すること
- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7 事故時等における応急措置及び避難に関すること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は 衛生のために必要な事項。

「職場のあんぜんサイト」

(anzeninfo.mhlw.go.jp) には 各種教材・ツールを掲載して います。外国語版もあります のでご活用ください。



「賃金引き上げ 特設ページ」開設のご案内

今般、厚生労働省では**「賃金引き上げ特設ページ」**(https://pc.saiteichingin.info/chingin/)を開設しました。成長と分配の好循環に向けて、労働生産性の向上や付加価値化・新規販路開拓等により、積極的な賃金引き上げに繋げている取組事例や、賃金引き上げの参考となる平均的な賃金額の検索、都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額の検索をすることができます。

賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載していますので、 ご利用ください。 【 ↓ 掲載情報 ↓ 】

- 1 賃金引上げに関する支援
- 2 生産性向上に関する支援
- 3 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援
- 4 資金繰りに関する支援
- 5 その他、雇用(人材育成)に関する支援
- 6 相談窓口・各種ガイドライン



令和5年度 雇用保険料率について

<令和5年度の雇用保険料率>

令和5年4月1日から 令和6年3月31日までの 雇用保険料率は 右表のとおりです。

赤字が変更箇所となり ます。

負担者	① 労働者負担	② 事業主負担			①+②	
事業の種類	(失業等給付・ 育児休業給付の		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	雇用保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
(令和4年10月~)	5/1,000	8, 5/1, 000	5/1,000	3. 5/1, 000	13. 5/1, 000	
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	
(令和4年10月~)	6/1,000	9. 5/1, 000	6/1,000	3. 5/1, 000	15. 5/1, 000	
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	<mark>7</mark> /1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	

(赤字は変更部分)

6/1,000 4.5/1,000 16.5/1,000 (枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

10.5/1,000

4月1日~

月 60 時間超の時間外労働の割増賃金の割増率が引き上げられます。

6/1,000

(令和4年10月~)

令和5年4月1日から月60時間を超えて行った法定時間外労働について、中小企業においても割増賃金の割増率が25%以上から50%以上に引き上げられます。令和5年4月1日から労働させた時間について割増賃金の引き上げの対象となります。月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、一定の要件のもとに引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。ご不明な点は当署にお問い合わせください。

発行:大河原労働基準監督署(TELO224-53-2154)柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。 労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

[※] 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する 事業については一般の事業の率が適用されます。